

令和2年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

令和2年8月20日（木）午後2時 開会

於 議 場

○出席議員（17名）

1番	重岡秀子	2番	森下茂
3番	杉村清	4番	秋山治美
5番	西塚孝男	6番	星谷和馬
7番	片岡章一	8番	加藤明子
10番	宮崎雅薫	11番	二藤武司
12番	馬籠正明	13番	岩崎高雄
14番	山田直志	15番	小長谷順二
16番	梶泰久	17番	渡邊博夫
18番	渡部一二実		

○欠席議員

9番 大川勝弘

○欠 員 （なし）

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	頼重秀一	副管理者	仁科喜世志
副管理者	小野達也	消防長	山本竜也
消防部長	小森泉	警防部長	大村創一郎
企画課長	安立和弘	総務課長	玉川稔
予防課長	稲葉嘉明	警防課長	矢ノ下健一郎

救急課長	佐藤潤	通信指令課長	齊藤幸雄
第一方面 本部長兼 沼津南 消防署長	渡辺肇	第二方面 本部長兼 田方中 消防署長	村上靖
第三方面 本部長兼 伊東 消防署長	飯田万也	田方北 消防署長	藤原誠
會計室長	鈴木満		

○議会事務担当職員

書記長	廣瀬光晴	書記	草場大介
書記	岩崎孝充		

○議事日程

令和2年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

令和2年8月20日（木曜日） 午後2時 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 諸般の報告
 - 第3 会期の決定
 - 第4 報第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
 - 第5 報第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
 - 第6 報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
 - 第7 認第2号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について
 - 第8 議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について
 - 第9 消防行政に対する一般質問
 - 第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査
-

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（加藤明子）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（加藤明子）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を、議長から指名いたします。

1番 重岡秀子議員、16番 梶泰久議員を指名します。

◎諸般の報告

○議長（加藤明子）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、駿東伊豆消防組合会計に係る令和2年1月から6月までの定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、令和2年上半期の火災、救急、救助及び119番通報受信の概況をお手元に配付してございますので、御了承願います。

次に、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査につきまして申し出があり、その写しを議席に配付してございますので、あらかじめ御了承願います。

なお、本件につきましては、本日の議事日程に掲載してございますので、併せて御了承願います。

次に、大川勝弘議員から、本日の本会議を欠席したい旨の届け出がありましたので、あらかじめ御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

◎会期の決定

○議長（加藤明子）

次に、日程第3 会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

令和2年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、加藤明子議長に御出席いただき、開催いたしました。その概要について御報告申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が5件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）、報第2号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）、報第3号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第2号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は1人となっております。

最後の日程といたしまして、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議いただきます。

以上のことから会期につきましては、本日1日と決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（加藤明子）

お諮りいたします。

本定例会の会期は、委員長報告のとおり本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は1日と決定いたしました。

◎報第1号から議第6号までの5件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（加藤明子）

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）から日程第8 議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）まで、以上5件を一括議題といたします。

この5件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（頼重秀一）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号の案件につきましては、損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

報第2号の案件につきましても、損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

報第3号の案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について、御報告するものであります。

次に、認第2号の案件につきましては、令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、御認定をお願いするものであります。

次に、議第6号の案件につきましては、令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について、御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては、以上でございますが、細部につきましては、両部長から御説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定、御議決をいただきますよう、お願いいたします。

○警防部長（大村創一郎）

私からは、報第1号から報第3号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

初めに、議案書の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の3ページ並びに議案資料の1ページを併せてお開きください。

令和2年4月3日、沼津市大岡1972番地の1沼津市営住宅自由ヶ丘団地N6棟において、本消防組合職員が救助活動を行った際、ベランダへ通じるドアを損傷させたもので、損害賠償額3万4,100円をもって示談が成立したため、令和2年5月13日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

報第2号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の7ページ並びに議案資料の2ページを併せてお開きください。

令和元年12月31日、沼津市足高_____において、本消防組合職員が消火活動中、防火貯水槽への補水作業の際、損害賠償の相手方所有の井戸ポンプ等を損傷させたもので、損害賠償額44万8,800円をもって示談が成立したため、令和2年6月2日付けで専決処分をしたものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

報第3号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、交通事故に係る損害賠償の額について専決処分いたしましたので、議会に報告するものであります。

内容につきましては、議案書の11ページをお開きください。

令和2年2月24日、函南町柏谷_____において、本消防組合職員の運転する公用車が、損害賠償の相手方所有のフェンスブロックに接触し、フェンスブロック等を損傷させた事故で、損害賠償額89万6,665円をもって示談が成立したため、令和2年6月12日付けで専決処分をしたものであります。

以上、管理者提出議案の報第1号から報第3号までの提案理由の補足説明を申し上げます。

○消防部長（小森 泉）

それでは、私から認第2号及び議第6号の提案理由の補足説明を申し上げます。議案書13ページをお開きください。

認第2号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

初めに、議案を朗読します。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算を、別紙、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年8月20日提出。駿東伊豆消防組合管理者、沼津市長 頼重 秀一。

それでは、決算書の説明に入ります。

決算書の1ページ、2ページをお開きください。

令和元年度歳入歳出決算書。

歳入について、款、項、収入済額の順に、御説明いたします。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、款項同額の58億2,632万6,000円。

2 款使用料及び手数料、789万1,050円、1 項使用料、96万7,840円、2 項手数料、692万3,210円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、ゼロ。

4 款県支出金、1 項県補助金、款項同額の1,936万6,000円。

5 款財産収入、1 項財産運用収入、款項同額の374万198円。

6 款寄附金、1 項寄附金、ゼロ。

7 款繰入金、1 項基金繰入金、款項同額の4,942万7,834円。

8 款繰越金、1 項繰越金、款項同額の1億2,348万365円。

9 款諸収入、1,822万319円、1 項預金利子、20万9,346円、2 項雑入、1,801万973円。

10 款組合債、1 項組合債、款項同額の2億6,590万円。

歳入合計は、63億1,435万1,766円となりました。

次に、3ページ、4ページをお開きください。

歳出について、款、項、支出済額の順に、御説明いたします。

1款議会費、1項議会費、款項同額の94万2,908円。

2款総務費、1億5,950万2,858円、1項総務管理費、1億5,927万5,648円、2項監査委員費、22万7,210円。

3款消防費、1項消防費、款項同額の59億345万6,718円。

4款公債費、1項公債費、款項同額の1億8,229万8,585円。

5款予備費、1項予備費、ゼロ。

歳出合計は、62億4,620万1,069円、歳入歳出差引残額は、6,815万697円となりました。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

令和元年度歳入歳出決算事項別明細書の御説明をいたします。

歳入について。

1款1項1目市町負担金、収入済額、款項目同額の58億2,632万6,000円、1節共通経費負担金9億6,617万7,000円、2節個別経費負担金46億9,847万1,000円、各市町の共通経費・個別経費の負担金額は、備考欄に記載のとおりでございます。

3節その他経費負担金1億6,167万8,000円。

これは、旧田方地区消防組合の庁舎建設費等の起債に係る負担金となります。

2款使用料及び手数料、収入済額789万1,050円、2款1項1目総務使用料、1節施設目的外使用料、目節同額の96万7,840円、2款2項1目消防手数料、1節消防手数料、目節同額の692万3,210円。

これは、手数料条例に基づくものとして、危険物施設の許可及び完成検査等が405件、煙火の消費許可が72件あり、これらの手数料が主なものであります。

3款1項国庫補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、ゼロ。

7ページ、8ページにかけましての、4款1項県補助金、1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、目節同額の1,936万6,000円。

5款財産収入、収入済額374万198円、5款1項1目財産貸付収入、1節建物貸付収入、目節同額の367万7,841円。

これは、各庁舎に設置の自動販売機に係る収入が主なものであります。

5款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、目節同額の6万2,357円。

これは、基金を定期預金として運用したことによる利子であります。

6款1項1目消防費寄附金、1節一般寄附金、ゼロ。

7款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金、目節同額の4,942万7,834円。

これは、田方、伊東及び東伊豆の消防基金から、組合会計に繰り入れたものであります。

9ページ、10ページにかけましての、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、目節同額の1億2,348万365円。

9款諸収入、収入済額1,822万319円、9款1項1目預金利子、1節預金利子、目節同額の20万9,346円、9款2項1目雑入、1節雑入、目節同額の1,801万973円。

10款1項1目組合債、1節組合債、目節同額の2億6,590万円。

これは、はしご付消防自動車1台及び救急自動車3台の購入に係る起債であります。

歳入の合計は、63億1,435万1,766円となりました。

次に、11ページ、12ページをお開きください。

歳出について、御説明いたします。

1款1項1目議会費。

ここからは別冊となりますが、令和元年度の主要な施策の成果と予算執行状況報告書、以降、付属資料と申し上げますが、13ページからを併せて御覧ください。

議会運営事業は、組合議会を円滑に運営するための事業で、令和元年度の開催状況は、定例会2回、臨時会2回及び議会運営委員会4回を開催しまして、決算額は、94万2,908円となりました。

次に、付属資料15ページからをお開きください。

2款1項1目組合管理費、1億5,927万5,648円。

組合管理事業は、特別地方公共団体である本組合の職場環境を整備し、円滑に運営するための事業で、管理者及び各審査会委員の報酬や、財務会計・人事給与システムの保守等に係る経費を支出しており、決算額は826万1,201円となりました。

次に、付属資料16ページの業務運営管理事業は、業務を運営する上で必要なネットワーク環境を適切に維持するとともに、内部情報ネットワークの万全な管理体制を構築し、強固なセキュリティ対策を確立するための事業で、決算額は2,747万1,725円となりました。

次に、付属資料17ページから21ページまでの、消防基金積立事業及び負担金返還事業は、平成30年度会計繰越金の処分等を行うため、消防基金への積立又は負担金の返還を行う事業で、各事業の決算額は、決算書備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、付属資料22ページ、23ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費。監査委員事業は、本組合の監査・検査・審査を円滑に運営するための事業で、2人の方が選任されております。

定例検査を毎月1回、決算審査を7月に、定期監査を1月に行い、決算額は、22万7,210円となりました。

次に、決算書は13ページ、14ページにかけまして、付属資料は24ページからをお開きください。

3款1項1目職員管理費、50億8,030万4,327円。

事業1から事業6までの職員給与支給事業は、消防職員に係る人件費を適正に管理、運営するための事業で、各事業の決算額は、決算書備考欄に記載のとおりとなっております。

なお、沼津市、伊東市、旧田方及び旧清水町職員の各給与支給事業は、給与の支給者数が前年度と比較し少なくなっており、決算額は減額となっておりますが、旧東伊豆町職員給与支給事業につきましては、支給者数が前年度と比較し少なくなったものの、令和元年度から、東伊豆町派遣職員が本組合職員に身分移行したことから、退職手当組合負担金を本組合会計から支出することになったため、前年度と比較し増額となっております。

次に、付属資料28ページからをお開きください。

職員管理事業は、本組合の人事運営管理及び職員の健康管理等に関する事務を円滑に行うための事業で、職員採用試験、職員昇任試験、健康診断、感染症予防のためのワクチン接種等を実施しており、決算額は、27万5,481円減の2,034万6,802円となりました。

次に、付属資料30ページからの職員研修事業は、消防職員の資質の向上のため、消防及び組合行政に関する知識及び技術の習得を目的に、教育訓練及び研修派遣を行うとともに、職場研修を行い、効果的に人材育成を図る事業で、決算額は、149万248円増の2,598万9,786円となりました。

増額の主な要因は、静岡県消防学校初任科への派遣が前年度と比較し7人の増、救急救命士養成研修への派遣が前年度と比較し1人の増となったことによるものであります。

次に付属資料、33ページからの被服支給事業は、本組合の消防吏員服制等規則に基づき、被服を支給及び貸与する事業で、決算額は、967万8,777円減の4,631万5,548円となりました。

減額の主な要因は、前年度は消防基金を繰入れ、整備しきれていなかった消防隊員用防火衣を整備したことによるものであります。

次に、付属資料34ページからをお開きください。

3款1項2目消防運営費、1億9,219万6,307円。

消防運営管理事業は、消防署所等の円滑な運営を行うための事業で、車両等の燃料費、庁舎の光熱水費、電話等通信機器の通信運搬費及び業務用機器の使用料等の経常的な経費が主なものです。各事業の決算額は、決算書備考欄に記載のとおりとなっており、これら8事業における決算額の合計は、545万42円減の1億6,888万1,376円で、減額の主な要因は、消防本部運営管理事業において臨時職員の雇用がなかったことによるものであります。

次に、付属資料38ページをお開きください。

予防管理事業は、予防業務を円滑に実施するため、火災予防を啓発するポスターや住宅防火対策の推進を促す各種リーフレット作成のための印刷製本費、火災原因調査用カメラなどの備品購入費が主な経費で、決算額は、89万4,047円増の315万9,445円で、増額の主な要因は、準特定屋外タンク貯蔵所の変更許可申請に係る審査を外部委託したこと及び火災調査事務処理手引書を改訂印刷したことによるものであります。

次に、付属資料39ページの消防本部警防管理事業は、多種・多様化する災害に対応するため、組合全体の警防に関する業務の企画・調整を行うための事業で、各種研修会に伴う旅費や負担金、水難救助隊員養成に伴うプール使用料、臨時職員の雇用経費等が主なもので、前年度とほぼ同額の449万2,035円となりました。

次に、付属資料40ページの救急管理事業は、沼津消防署所救急管理事業及び消防本部救急管理事業として救急業務の運営を円滑に行うための事業で、研修による職員の資質向上や、応急手当の普及啓発を図るため、応急手当指導員非常勤職員報酬や応急手当普及啓発に伴う経費、救急隊員の研修等に伴う旅費や負担金等が主な経費であります。

沼津消防署所救急管理事業の決算額は320万6,923円、消防本部救急管理事業の決算額は1,209万2,921円となりました。

これら2事業の決算額の合計は、前年度とほぼ同額の1,529万9,844円となりました。

次に、付属資料41ページの緊急消防援助隊事業は、緊急消防援助隊の応援活動において、迅速かつ効果的な部隊の運用を行えるようにするため、実際の出動に要す

る経費と、そのために必要な資機材の整備及び訓練に要する経費で、決算額は17万9,139円減の36万3,607円となりました。

なお、令和元年度は、緊急消防援助隊の出動要請はありませんでした。

次に、決算書は13ページ、14ページの最下段から次ページにかけまして、付属資料は42ページからをお開きください。

3款1項3目消防施設費、6億3,095万6,084円。

1の田方消防庁舎整備事業は、田方消防庁舎の機能を増強するための事業で、東日本大震災を教訓に、常に消防活動用燃料が確保できるよう平成29年度から3か年計画で自家用給油取扱所を各署に設置しており、令和元年度は田方北消防署に設置しました。決算額は、対前年度比697万9,640円増の4,078万3,640円となりました。

増額の主な要因は、基礎工事等に要する経費及び外構工事を行ったためであります。

次に、付属資料43ページからの消防庁舎維持管理事業は、各署所等の庁舎及び設備を適切に維持管理し、庁舎の長寿命化及び災害対応等の機能を維持するための庁舎の修繕料、設備の点検・保守料及び庁舎の備品購入費等が主な経費で、各事業の決算額は、決算書備考欄に記載のとおりとなっております、これら8事業における決算額の合計は、1,478万194円増の7,884万6,071円でありました。

増額の主な要因は、伊東消防庁舎維持管理事業において仮眠室の個室化整備を行ったこと、また、田方庁舎維持管理事業において台風19号により被害を受けた田方北消防署の庁舎修繕を行ったこと、並びに東伊豆消防庁舎維持管理事業において、移動式高圧ガス充てん設備を整備したことによるものであります。

次に、付属資料46ページ下段からの消防署所警防救急施設管理事業は、各消防署所に配備されている消防車両を、自動車損害賠償補償法に基づき、適正に管理するための、消防車両の自賠責保険及び任意保険が主な経費で、各事業の決算額は、決算書備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、付属資料48ページからの消防本部警防施設管理事業は、消防隊が現場活動を円滑に行うために、消防車両や資機材を管理するための、消防活動用消耗品、消防車両の点検代、空気ボンベ等の容器耐圧検査料、各種資機材の点検料等が主な経費で、決算額は、1,803万6,097円減の4,197万8,422円となりました。

減額の主な要因は、定期的に実施が必要な、はしご付消防自動車梯体部のオーバーホールの該当車両がなかったことによるものであります。

次に、付属資料48ページ下段からの消防本部救急施設管理事業は、救急資器材等

の維持管理を行うための、救急隊活動用消耗品、酸素ボンベ耐圧検査、各種資機材点検料及び賃借料が主な経費で、決算額は、612万4,178円増の3,950万7,876円となりました。

次に、付属資料49ページから次ページにかけましての消防指令施設管理事業は、高機能消防指令システム及びデジタル無線システムが、常時適正に稼働するよう維持管理するための事業で、各システムの保守点検委託料が主な経費で、決算額は278万1,226円増の1億270万3,832円となりました。

増額の主な要因は、基地局及び無線機の再免許申請によるものであります。

次に、付属資料50ページから次ページにかけましての車両整備事業は、火災、救急、救助等のあらゆる災害に即時対応し、住民の安全を確保するため、各種車両を計画的に更新し、消防力の充実強化を図る事業で、老朽化したはしご付消防自動車1台、連絡車、軽連絡車各1台及び高規格救急自動車3台の更新を行い、決算額は、対前年度比7,460万6,066円増の2億8,372万4,260円となりました。

増額の主な要因は、更新対象の消防車両に、高額な、はしご付消防自動車が含まれているためであります。

次に、付属資料51ページからの消防資機材整備事業は、火災、救急、救助等のあらゆる災害に即時対応し、住民の安全を確保するため、各種資機材を計画的に増強及び更新し、消防力の充実強化を図る事業で、主に消防用ホース、高圧空気容器、陽圧式化学防護服、暑活動系無線機、高規格救急自動車用高度管理医療機器等を整備し、対前年度比597万2,517円増の4,085万3,692円となりました。

増額の主な要因は、今年度、第3方面に発隊した水難救助隊用資機材等の整備を行ったことによるものであります。

次に、付属資料54ページからをお開きください。

4款1項1目元金及び2目利子、元金償還事業及び利子償還事業は、駿東伊豆消防組合の車両等の公債費の元金及び利子を償還するための事業で、また、田方消防元金償還事業及び田方消防利子償還事業は、旧田方地区消防組合の庁舎、車両、消防救急デジタル無線及び消防指令センターの公債費の元金及び利子を償還するための事業となります。

それぞれの決算額は、元金償還事業が2,056万円、田方消防元金償還事業が1億5,453万3,054円、利子償還事業が6万1,958円、田方消防利子償還事業が714万3,573円となりました。

なお、付属資料54ページから56ページまでの表は、地方債現在高の状況について

記載しており、57ページ上段のとおり、令和元年度末現在高は本組合分が合計7億3,614万円、旧田方地区消防組合分が合計10億2,271万1,000円となっております。

次に、決算書15ページ、16ページ最下段を御覧ください。

5款予備費につきましては、支出はございませんでした。

次に、決算書17ページ、18ページをお開きください。

歳出の合計は、62億4,620万1,069円、不用額は、8,209万1,931円となりました。

次に、決算書19ページをお開きください。

実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額63億1,435万2,000円、2 歳出総額62億4,620万1,000円、3 歳入歳出差引額6,815万1,000円、4 翌年度への繰り越すべき財源はゼロ、5 実質収支額は、6,815万1,000円、6 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は、ゼロとなります。

次に、決算書20ページからをお開きください。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産でございますが、旧田方地区消防組合が所有していた、消防施設8,397.88平方メートルが組合の財産となっております。他の建物等につきましては、構成市町から無償で借り受けております。

2の物品でございますが、決算年度中に購入した物品や構成市町で起債の償還が終了した物品を増減し、決算年度末現在高となっております。

3の基金、共同消防基金でございますが、前年度末現在高6,397万4,956円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金3,915万2,304円を積み立て、決算年度末現在高は1億312万7,260円となっております。

次に、伊東市消防基金でございますが、前年度末現在高754万1,008円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,212万1,560円を積み立て、また、伊東消防庁舎維持管理事業における伊東消防署仮眠室個室化整備のため442万8,000円を取り崩したことにより、決算年度末現在高は1,523万4,568円となっております。

次に、田方消防基金でございますが、前年度末現在高6,827万6,056円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金1,082万7,763円を積み立て、また、田方北消防署の自家用給油取扱所の設置等に伴い、基金から4,300万834円を取り崩したため、決算年度末現在高は3,610万2,985円となっております。

次に、東伊豆町消防基金でございますが、前年度末現在高265万8,271円に対し、決算年度中に前年度の決算剰余金2,305万9,158円を積み立て、また、令和元年度第

2回補正予算において、旧東伊豆町職員給与支給事業の追加補正財源として199万9,000円を取り崩したため、決算年度末現在高は2,371万8,429円となっております。

以上が、認第2号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書にお戻りいただきまして、15ページをお開きください。

議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてでございます。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,182万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億8,037万8,000円とするものであります。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、16ページ、17ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、18ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

20ページ、21ページをお開きください。

4款1項1目消防費補助金、1節消防施設費補助金、1の消防用防災資機材整備費補助金に367万7,000円を追加し、県補助金の総額を6,232万3,000円といたします。

これは、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、救急活動等で使用するサージカルマスクや感染防止衣を購入するため、歳出予算に本補正で追加計上する経費735万5,000円に対する県補助金を、今年度予算に計上するものであります。

なお、本補助金については、市町等が実施する新型コロナウイルス感染症への対応を支援するため、静岡県が交付率を嵩上げしたもので、追加経費に対する交付率は2分の1となっております。

次に、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金、1の共通経費分繰越金に1,964万3,000円、2の沼津市繰越金に2,475万9,000円、3の伊東市繰越金に997万3,000円、4の田方繰越金に917万円、5の東伊豆町繰越金に202万2,000円、6の清水町繰越金に257万8,000円の合計6,814万5,000円を追加し、繰越金の総額を6,815万1,000円といたします。

これは、前年度予算の剰余金で、個別経費のうち、伊東市、田方及び東伊豆町分を基金に積み立て、沼津市及び清水町分は返還するため、今年度予算に繰り越すものであります。

また、共通経費の剰余金は、新型コロナウイルス感染症への対策経費として、消防本部救急施設管理事業及び業務運営管理事業の財源に、また、今後、実施する消防指令施設部分更新の適正化のために行う分析評価業務委託経費として、消防指令施設管理事業の財源に充て、それ以外の経費を基金に積み立てるため、今年度予算に繰り越すものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

22ページ、23ページをお開きください。

また、議案資料3ページ、4ページも併せて御覧ください。

2款1項1目組合管理費、10節需用費3の業務運営管理事業に新型コロナウイルス感染症対策に伴う消防本部の執務環境整備のための経費として38万5,000円を追加し、22節償還金利子及び割引料、事業番号の関係上、下からとなりますが、10の沼津市負担金返還事業に2,475万9,000円、13の清水町負担金返還事業に257万8,000円を追加し、24節積立金、4の共同消防基金積立事業に1,239万2,000円、6の伊東市消防基金積立事業に997万3,000円、7の田方消防基金積立事業に917万円、8の東伊豆町消防基金積立事業に202万2,000円、合計6,127万9,000円を追加し、組合管理費の総額を9,401万1,000円とするものであります。

次に、3款1項3目消防施設費、10節需用費11の消防本部救急施設管理事業に735万5,000円、内訳として、サージカルマスク3万枚の購入経費82万5,000円、感染防止衣上着1,800枚、ズボン3,600枚の購入経費415万8,000円、消毒用エタノール140リットルの購入経費15万4,000円、シューズカバー4万2,000足の購入経費221万8,000円を追加し、12節委託料12の消防指令施設管理事業に、消防指令システム部分更新に係る分析評価業務委託費318万8,000円を追加し、消防施設費の総額を6億2,874万3,000円とするものであります。

以上で、議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についての御説明を終わります。

以上、管理者提出議案であります、認第2号及び議第6号の提案理由の補足説明を申し上げます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（加藤明子）

当局の説明が終わりました。

ここで、令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

森下茂監査委員。

○2 番議員（森下 茂）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算について、決算書並びに関係帳簿及び証票書類の審査を、令和2年7月8日に、駿東伊豆消防本部にて、月ヶ洞代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算において、歳入総額は、63億1,435万1,766円、歳出総額は、62億4,620万1,069円、歳入歳出差引額は、6,815万697円でございます。

また、令和元年度の主な事業としては、田方消防庁舎整備事業において、田方北消防署に自家用給油取扱所を整備し、車両等整備事業において、はしご付消防自動車1台を田方中消防署に、高規格救急自動車3台を、沼津北消防署、田方中消防署及び東伊豆消防署に、合計4台の特殊消防車両が更新されました。これにより、住民に対する消防サービスの維持・向上が図られたものと認識しております。

組合会計は、構成市町からの負担金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、今後、なお一層の健全で良好な経営に努めていただくようお願いしました。

結びに、発足から4年間の執行実績を踏まえ、地域住民の安全・安心を確保するためにも、まずは職員の安全確保に努め、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって、様々な災害に対応できるよう御尽力いただきますようお願い申し上げます。決算審査の報告とさせていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（加藤明子）

これより、ただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことにいたします。

最初に、報第1号、2号、3号、認第2号、議第6号、以上5件に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号、2号、3号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項で

ありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第2号、議第6号、以上2件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第2号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第2号は認定されました。

次に、議第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第6号 令和2年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第6号は可決されました。

◎消防行政に対する一般質問

○議長（加藤明子）

次に、日程第9 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

3番 杉村清議員。

○3番議員（杉村 清）

通告書に基づき、質問を2点させていただきます。

まず、1問目の質問ですが、新型コロナウイルス感染症への感染防止対策についてです。質問内容につきましては、駿東伊豆消防本部管轄区域において、現在、沼

津市、伊東市、伊豆市、清水町から新型コロナウイルス陽性者の発生が出ており、今後においても第2波の感染拡大が予想される中で、災害対応する消防職員の感染防止に対する安全管理が大変重要となってきます。

国からのガイドライン等が示されているとは思いますが、具体的な内容並びに状況について伺います。

- (1) 全ての災害出動においても感染対策は必要と思われるがどのようにしているのか、救急出動だけでなく、火災出動、救助出動の対応についても伺います。
- (2) 特に救急隊員の感染リスクが高いと思われませんが、救急車内はどのような対策が取られているのか、また、陰圧対策は取られているのか伺います。
- (3) 現場対応後の隊員の感染防止、消毒対策として各隊ごとに動線が定められているか伺います。
- (4) まだ、陽性者の搬送はないと聞いておりますが、「37.5℃以上の発熱及び呼吸器症状を呈する傷病者」いわゆる疑わしい患者等の搬送であるC対応の出動は何件あったのか伺います。

もう一点ですが、豪雨災害時の消防体制についてです。

質問内容は、令和元年10月の台風19号では管内の全ての方面で、土砂崩れや浸水被害等が多発しました。

また、令和2年7月豪雨災害では熊本県をはじめ、各地で甚大なる水害に見舞われ、復旧のめども立たない状況であります。この時期、当管内においてもこれから更なる台風等の豪雨災害に見舞われる危険性が垣間見られます。この予想される水害に対し、どのように対応するのか消防の体制について伺います。

- (1) 気象観測制度が進む中で線状降水帯等の出現が予想されるなど、水害リスクが高くなる場合の職員の配備体制の推移について伺います。
- (2) 過去の水害から浸水や土砂崩れ等のリスクの高い地域については把握されていると思われるが、この地域住民等への避難広報等はどのようにされるのか、また、避難が遅れ取り残された住民の救出に必要な救助用ボートの保有状況について伺います。
- (3) 新たなる浸水ハザードマップから、浸水地域に所在する署所がいくつかあると思われませんが、これらの署所の対応について伺います。
- (4) 過去において消防車両が水没するという事態もあったことから、消防車両が浸水地域へ出動する際、危険回避のための水位等の基準を定めているのか伺います。以上です。

○警防部長（大村創一郎）

新型コロナウイルス感染症への感染防止対策について、初めに、全ての災害出動においても感染対策は必要と思われるが、どのようにしているのか、についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症への感染防止対策につきましては、国からガイドライン等が示されておりますが、本消防本部では、このガイドラインを基に、より安全側に立った基準を定め、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる傷病者に対する救急要請時から出動・帰署までの対応要領を策定し運用しております。

具体的な内容は、救急要請入電時の対応として、原則、全ての傷病者及び関係者にマスクの着用を依頼するとともに、感染が疑われる場合は、「コロナ対応」での出動を指令します。

出動時には、救急隊員の感染防止対策として、感染防止衣上下、ヘルメット、ゴーグル、高機能マスク、ディスポグローブ及びシューズカバーを着装いたします。

病院引揚げ時には、救急自動車内の換気、消毒を実施し、靴底を消毒用エタノールで消毒した後、着装した感染防止衣上下、高機能マスク、ディスポグローブ及びシューズカバーを二重にしたビニール袋に入れ感染性廃棄物として処理します。

なお、ヘルメット及びゴーグルは、厳重に消毒をいたします。

帰署後の対応といたしましては、職員共有スペースに入る前に、指定された場所で、再度、靴底の消毒を行います。

次に、火災出動時の対応につきましては、消火活動を行う隊員は、防火服、防火帽、防火手袋を着装し、活動いたします。さらに、必要に応じて空気呼吸器を着装しますので、一定の感染防止が図られているものと考えております。

最後に、救助出動時の対応につきましては、隊員が要救助者と直接接触することになりますので、事前に感染防止衣、ゴーグル、マスク、ディスポグローブを着装し、感染防止対策を実施した上で救助活動を行っております。

○救急課長（佐藤 潤）

次に、救急隊員の感染リスクが高く、救急車内はどのような対策が取られているのか、また、陰圧対策は取られているのかについてお答えします。

救急車内につきましては、陰圧対策を含め特に対策を行っておりませんが、新型コロナウイルス感染防止対策と消毒を徹底することで、救急隊員の感染リスクは十分に回避できるものと考えております。

次に、現場対応後の隊員の感染防止、消毒対策として各隊ごとに動線が定められているかについてお答えします。

救急隊は、病院引揚時に救急自動車の換気、消毒、靴底の消毒及び感染性廃棄物の処理を実施しているため、帰署後の動線は定めておりません。ただし、帰署後、職員共有スペースに入るまでの間に、署所ごとに指定された場所で、再度、靴底の消毒を実施しております。

また、消防隊及び救助隊におきましても、救急隊に準じた対策を講じているため、特に動線は定めておりません。

次に、新型コロナウイルスへの感染が疑われる患者等の搬送、いわゆるC対応に係る出動は何件あったのか、についてお答えします。

新型コロナウイルスに対する対応を開始した令和2年1月29日から8月19日までのC対応出動件数は350件となっております。

以上でございます。

○警防課長（矢ノ下健一郎）

豪雨災害時の消防の体制についてのうち、初めに、水害リスクが高くなる場合の職員の配備体制の推移について、お答えします。

本消防本部では駿東伊豆消防組合警防規程第53条に基づき、災害時の職員配備体制基準を定めております。

職員配備体制の推移といたしましては、大雨警報等が発表された場合に「情報連絡体制」とし、情報連絡を主体とした体制を整えます。

さらに災害が発生するおそれがある場合や、氾濫警戒情報が発表された場合は「事前配備体制」に移行して、通信指令課員を増員し、情報収集及び連絡体制を強化いたします。

被害が発生した場合や管轄市町に土砂災害警戒情報又は氾濫危険情報が発表された場合には「特別警防体制1号」とし、発表された市町に係る方面の消防署に署指揮所を設置いたします。

また、複数の方面において災害が多発した場合や土砂災害警戒情報が発表された場合は、消防本部の職員が参集、消防本部内に「警防本部」を設置し、指揮体制を強化いたします。

さらに、管轄市町に特別警報又は氾濫発生情報が発表された場合は「特別警防体制2号」に移行して、各消防署所非番員の参集及び警防本部員の増員をいたします。「特別警防体制2号」で対応できない大規模な災害が発生した場合又は対応が長時

間におよぶ場合は「特別警防体制 3 号」に移行し、全職員で災害対応をいたします。

次に、浸水や土砂崩れ等のリスクの高い地域住民等への避難広報等はどうにされているのか、また、救助用ボートの保有状況について、お答えします。

避難広報につきましては、管轄市町長が地域防災計画に基づき避難勧告、避難指示等を行うことから、広報に係る主体は市町であると認識しておりますが、本消防本部におきましても構成市町と緊密に連携し、消防車両の拡声器等により住民に周知することとしております。

また、救助用ボートの保有状況につきましては、現在消防本部全体で、15艇を保有しており、今年度、さらに1艇を導入する予定となっております。

○総務課長（玉川 稔）

次に、新たなる浸水ハザードマップから、浸水地域に所在する署所がいくつもあると思われませんが、これらの署所の対応についてお答えいたします。

現在、各構成市町が公表しているハザードマップにおいて、浸水地域に所在する消防署所は、本消防本部全体で、7施設となっております。

そのうち、田方北消防署につきましては、過去に消防庁舎が浸水被害を受けた経緯があることから、函南町と、地震や水害等により、消防庁舎に著しい損傷や浸水等が発生した場合において、函南町役場の一部を消防活動拠点として使用することのできる覚書を締結しております。この覚書により、災害時に消防庁舎が使用できなくなった際には、消防職員や消防車両等を函南町役場に移し、消防活動を継続することが可能となっております。

また、他の消防署所につきましても、同様な対応が必要であることから、現在、全ての消防署所を対象に、覚書の締結について、各構成市町と調整を図っているところであります。

○警防課長（矢ノ下健一郎）

次に、消防車両が浸水地域へ出動する際、危険回避のための水位等の基準を定めているのかについて、お答えします。

現在、危険回避のための水位等の基準は定めておりませんが、出動する小隊長が浸水状況や道路の冠水状況を適正に判断し、出動経路や消防車両の安全な部署位置を決定しております。

以上でございます

○議長（加藤明子）

以上で、杉村清議員の一般質問は終了しました。

これで、消防行政に対する一般質問を終わります。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（加藤明子）

次に、日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長から、閉会中の継続調査としたい旨の申し出がありましたので、閉会中の継続調査として議会運営委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎管理者挨拶

○議長（加藤明子）

以上で、本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（頼重秀一）

発言のお許しを賜りましたので、令和2年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

組合議会議員の皆様におかれましては、本日は大変公務お忙しい中、また、お暑い中、御参集賜り、かつ、本日上程させていただきました議案につきまして、慎重なる審議を賜り御議決賜りましたことに対し、心から御礼申し上げます。

この上におきましては、管内の皆様方の安全・安心の要であります消防行政の更なる発展のために、組合議員の皆様におかれましては、さらに御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、併せて新型コロナウイルス感染症の拡大、特に第2波が想定される状況の中、かつ、昨今においては、猛暑により熱中症等の変な状況の中、皆様方におかれましては、どうか御自愛いただき、地域の、そして消防行政のさらなる発展のため、御健勝にて御活躍されますことを心からお祈り申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（加藤明子）

これをもって、令和2年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午後3時22分 閉会

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年8月20日

議 長 加 藤 明 子

議 員 重 岡 秀 子

議 員 梶 泰 久